

## ○賃金又は物価の変動に基づき請負代金額が減額 となる場合の取扱いについて

平成11年11月5日 建情第850号  
関係各課長、建築整備室長、各土木現業  
所長あて建設部長

このことについて、標準契約書（北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）別記（第10条関係）建設工事請負標準契約書式をいう。）第22条の規定に基づき請負人に対して請負代金額の変更を請求する場合には、「建設工事請負標準契約書第21条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）の取扱いについて」（平成8年1月9日付け管理第1038号土木部長通達）により事務処理を行っているところですが、請負代金額が減額となる場合にあってもこれに準じ取り扱うこととしましたので、事務処理を適切に行ってください。

建設情報課工事管理係  
管理課主査（積算調査）